平成２３年（フ）第１５３号
札幌市北区西茨戸３条１丁目４番15号
債務者　仲田謙四郎
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８号
さいたま市浦和区北浦和１丁目８番13号　ムカサビル202
債務者　小金井康裕
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
さいたま市浦和区北浦和１丁目８番13号　ムカサビル202
債務者　島田メルセデス　デイシャール
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
埼玉県越谷市大成町１丁目2181番地４　ハイツタカシマ201
債務者　工藤一二三
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　高明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
愛知県清須市新清洲２丁目４番地３　トラストホーム新清洲201
債務者　マイスターオートこと　上野　史人
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗像　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
愛知県清須市新清洲２丁目４番地３　トラストホーム新清洲201
債務者　上野　亜鐘
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　研介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７号
京都市下京区七条御所ノ内北町69番地　インペリアル京都405号室
債務者　清水富士男
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　掛谷　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
名古屋市千種区日岡町２丁目16番地
債務者　澤田　文江
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹之内智哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３号
埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎58番地１
債務者　金澤　典利
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗像　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎58番地１
債務者　金澤　タヱ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗像　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
埼玉県加須市鴻茎13番地２
債務者　田中　一穂
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
静岡市駿河区桃園町４番29号サンピュアーピーチタウン102号、前住所静岡市駿河区広野２丁目13番６号
債務者　深見　芳男
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県西宮市鳴尾町４丁目６番11号
債務者　石橋龍太郎
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　雄士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６７号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目34番22号
債務者　平藤　大勝
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
函館市亀田港町50番11号
債務者　柳谷　　護
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
函館市亀田港町50番11号
債務者　柳谷由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２１号
三重県伊勢市中島２丁目21番26号、住民票上の住所三重県松阪市豊原町552番地19
債務者　株戸　茂雄
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係